

別紙

諮問第1306号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「公文書情報提供サービス 到達番号：〇〇〇〇 受付部署：東京都都市整備局市街地建築部建築企画課建築士担当の審査に係る文書一式（決裁文書等を含む。）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が平成31年1月31日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、「平成30年10月24日付30都市建企第790号『情報提供依頼に係る公文書の情報提供について』（都市整備局／建築士会役員認可）」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、条例7条2号及び4号に該当する情報を非開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年7月1日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年3月31日に実施機関から理由説明書を、同年8月4日に審査請求人から意見書を収受し、令和3年7月15日（第219回第一部会）から同年10月19日（第221回第一部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件開示請求について

実施機関は、本件開示請求に先立ち、公文書情報の提供に関する実施要綱（平成29年9月22日付29生広情第444号）に基づき、審査請求人が行った「建築士法第10条の20第3項の規定により準用する同法第10条の7の規定による指定登録機関の役員の選任及び解任に係る文書一式（決裁文書を含む。）」の情報提供依頼に対し、27都市建企第368号「東京都指定登録機関役員の選任認可申請書に関する認可について」及び29都市建企第407号「東京都指定登録機関役員の選任認可申請書に関する認可について」を特定し、条例7条各号に規定する非開示情報に該当すると判断した情報を除き、公文書情報の提供（以下「当該情報提供」という。）を実施した。

本件開示請求は、当該情報提供に当たり、実施機関が行った審査に係る文書の開示を求めるものである。

イ 本件一部開示決定について

実施機関は、本件開示請求に係る文書として本件対象公文書を特定し、一般社団法人東京建築士会（以下「建築士会」という。）役員名簿に記載された一部の現役員及び新役員の勤務先及び役職名並びに履歴書に記載されている住所、生年月日及び経歴であって一般に公にされていない個人に関する情報（以下「本件非開示情報1」という。）並びに当該情報提供依頼者の氏名、電話番号及びメールアドレス（以下「本件非開示情報2」という。）については条例7条2号に、印影（以下「本件非開示情報3」という。）については同条4号にそれぞれ該当するとして、これらの部分を非開示とする本件一部開示決定を行った。

ウ 本件非開示情報1の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1は、建築士会役員名簿に記載された一部の現役員及び新役員の勤務先及び役職名並びに履歴書に記載されている住所、

生年月日及び経歴（年月、最終学歴、職歴、勤務先、地位、役職等）であることが確認された。

(ア) 条例7条2号本文該当性について

審査請求人は、建築士が行う事業活動に関する一切の情報は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当するので、建築士の経歴のうち、建築専門家としての業務に係るものは条例7条2号に該当せず、同条3号で判断し、開示すべきであると主張する。

この審査請求人の主張に対し、実施機関は、弁明書及び理由説明書において、「建築士会の役員候補者には建築士でない者も含まれており、対象公文書中の履歴書は、『建築士の経歴』を表すための書類として提出を受けたものではない」と説明する。

審査会が建築士会定款（以下「定款」という。）を確認したところ、定款5条において、建築士会の会員は、正会員（東京都内に住所又は勤務場所を有し、この法人の目的に賛同した建築士）、準会員（東京都内に住所又は勤務場所を有し、この法人の目的に賛同した者及び将来建築士になろうとする者）及び賛助会員（個人又は団体でこの法人を賛助する者）の3種をもって構成すると明記されており、さらに、役員について、正会員（建築士）に限る規定はないことを確認した。

また、審査会が事務局をして調査させたところ、当時の現役員及び新役員の中に、建築士でない者及び建築士として事業を営んでいない者が含まれていることが確認された。

以上のことを勘案すると、現役員及び新役員には建築士でない者が含まれており、本件対象公文書中の履歴書は、「建築士の経歴」を表すための書類として提出を受けたものではないという実施機関の説明は首肯できるものであり、本件非開示情報1は、条例7条2号本文に該当する、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであると認められる。

(イ) 条例7条2号ただし書該当性について

審査請求人は、国、地方公共団体、公益社団法人等の公的な委員は、公にされる慣行があるから、建築士会の役員である建築士の経歴のうち、公的な委員に係

るものは条例7条2号ただし書イに該当すると主張する。

この審査請求人の主張に対し、実施機関は、弁明書及び理由説明書において、「公的な役職に就く者についても、そのプライバシーが保護されるべきことは言うまでもなく、住所・生年月日・経歴といった私事に関する情報について、当該情報が役職者に係るものであるからといって、直ちに条例7条2号ただし書イに該当するものではない。」と説明する。実施機関は、現役員及び新役員が当時所属していた組織等のホームページを参照するなどして公表されていた情報を開示し、その余の情報を非開示としたものであり、この実施機関において検討した方法が、不合理であるとは言えない。

したがって、本件非開示情報1は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、条例7条2号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から、同号ただし書ロ及びハにも該当しないので、非開示が妥当である。

エ 本件非開示情報2の非開示妥当性について

本件非開示情報2は、当該情報提供依頼者の氏名、電話番号及びメールアドレスである。これら非開示とされた情報については、それぞれ個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であるから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示が妥当である。

オ 本件非開示情報3の非開示妥当性について

本件非開示情報3は、現役員及び新役員の印影である。その内容から、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められることから、条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、中村 晶子